

令和8年3月23日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福—691）」の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第1条関係 (略)	第1条関係 (略)

第3条関係

この条の「職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置」には、二以上の省庁が一の場所において作業を行う場合において、関係各省各庁の長と協力することが含まれる。

第5条及び第6条関係

1～4 (略)

5 第5条第2項第5号の事務には、次に掲げるものが含まれる。

(1) 職員の健康障害の原因の調査及び同種の健康障害の再発防止に関する事務

(2) 職員の健康の保持増進に係

(新設)

第5条及び第6条関係

1～4 (略)

5 第5条第2項第5号の事務又は第6条第2項第5号の事務には、それぞれ、職員の健康障害の原因の調査及び同種の健康障害の再発防止並びに職員の健康の保持増進に係る方針の表明並びに計画の作成、実施、評価及び改善に関する事務又は職員の災害の原因の調査及び同種の災害の再発防止並びに職員の安全の確保に係る方針の表明並びに計画の作成、実施、評価及び改善に関する事務が含まれる。

(新設)

(新設)

る事務で次に掲げるもの

ア 方針の表明に関する事務

イ 計画の作成、実施、評価

及び改善に関する事務

ウ 二以上の省庁が一の場所

において作業を行う場合の

作業間の連絡及び調整に関

する事務

6 第6条第2項第5号の事務に

(新設)

は、次に掲げるものが含まれ  
る。

(1) 職員の災害の原因の調査及  
び同種の災害の再発防止に関  
する事務

(2) 職員の安全の確保に係る事  
務で次に掲げるもの

ア 方針の表明に関する事務

イ 計画の作成、実施、評価

及び改善に関する事務

ウ 二以上の省庁が一の場所

において作業を行う場合の

作業間の連絡及び調整に関

する事務

別表第1 健康管理者及び安全管理  
者を指名すべき組織区分

省	庁	組 織 区 分
---	---	---------

別表第1 健康管理者及び安全管理  
者を指名すべき組織区分

省	庁	組 織 区 分
---	---	---------

(略)	(略)
カジノ管理委員会	事務局
サイバー通信情報監理委員会	事務局
(略)	(略)
備考 1・2	(略)

(略)	(略)
カジノ管理委員会	事務局
(略)	(略)
(略)	(略)
備考 1・2	(略)

別表第2 危害防止主任者に必要な免許、資格等及び危害防止主任者の行うべき事務

規則別表第1に掲げる業務	免許、資格等	危害防止に関する事務
第1号に掲げる業務 (ボイラーの取扱いの業務)	1～3 (略) 4 安衛法別表第18第35号に規定するボイラー取扱技能講習の修了者の資格(規則別表第5第3号の人事院の定めるボイラーを取り扱う場合に限る。)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第2 危害防止主任者に必要な免許、資格等及び危害防止主任者の行うべき事務

規則別表第1に掲げる業務	免許、資格等	危害防止に関する事務
第1号に掲げる業務 (ボイラーの取扱いの業務)	1～3 (略) 4 安衛法別表第18第37号に規定するボイラー取扱技能講習の修了者の資格(規則別表第5第3号の人事院の定めるボイラーを取り扱う場合に限る。)	(略)
(略)	(略)	(略)

## 別表第6 危害のおそれの多い業務

に従事する職員に必要な免許、資格等

規則別表第5 に掲げる業務	免許、資格等
第1号に掲げる業務（ボイラーの取扱いの業務）	1～3（略） 4 安衛法別表第18第35号に規定するボイラー取扱技能講習の修了者の資格（規則別表第5第3号の人事院の定めるボイラーを取り扱う場合に限る。）
（略）	（略）
第8号に掲げる業務（クレーン等の玉掛けの業務）	1 安衛法別表第18第34号に規定する玉掛け技能講習の修了者の資格 2～16

## 別表第6 危害のおそれの多い業務

に従事する職員に必要な免許、資格等

規則別表第5 に掲げる業務	免許、資格等
第1号に掲げる業務（ボイラーの取扱いの業務）	1～3（略） 4 安衛法別表第18第37号に規定するボイラー取扱技能講習の修了者の資格（規則別表第5第3号の人事院の定めるボイラーを取り扱う場合に限る。）
（略）	（略）
第8号に掲げる業務（クレーン等の玉掛けの業務）	1 安衛法別表第18第36号に規定する玉掛け技能講習の修了者の資格 2～16

	(略)
(略)	(略)
第 1 1 号に掲げる業務（不整地運搬車の運転の業務）	1 <u>安衛法別表第 1 8 第 3 1 号</u> に規定する不整地運搬車運転技能講習の修了者の資格 2～4 (略)
第 1 2 号に掲げる業務のうち整地・運搬・積込み用機械及び掘削用機械の運転の業務	1 <u>安衛則別表第 6 の上欄に掲げる車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）</u> 運転技能講習の修了者の資格 2～8 (略)
第 1 2 号に掲げる業務のうち基礎工事用機械の運転の業務	1 <u>安衛則別表第 6 の上欄に掲げる車両系建設機械（基礎工事用）</u> 運

	(略)
(略)	(略)
第 1 1 号に掲げる業務（不整地運搬車の運転の業務）	1 <u>安衛法別表第 1 8 第 3 4 号</u> に規定する不整地運搬車運転技能講習の修了者の資格 2～4 (略)
第 1 2 号に掲げる業務のうち整地・運搬・積込み用機械及び掘削用機械の運転の業務	1 <u>安衛法別表第 1 8 第 3 1 号</u> に規定する車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了者の資格 2～8 (略)
第 1 2 号に掲げる業務のうち基礎工事用機械の運転の業務	1 <u>安衛法別表第 1 8 第 3 3 号</u> に規定する車両系建設機械（基礎工事

	<p>転技能講習の 修了者の資格</p> <p>2 (略)</p>		<p>用) 運転技能 講習の修了者 の資格</p> <p>2 (略)</p>
<p>第12号に掲 げる業務のう ち備考第6号 1に定める解 体用機械の運 転の業務</p>	<p>1 <u>安衛則別表</u> <u>第6の上欄に</u> <u>掲げる車両系</u> 建設機械(解 体用)運転技 能講習の修了 者の資格</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>第12号に掲 げる業務のう ち備考第6号 1に定める解 体用機械の運 転の業務</p>	<p>1 <u>安衛法別表</u> <u>第18第32</u> <u>号に規定する</u> 車両系建設機 械(解体用) 運転技能講習 の修了者の資 格</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>第12号に掲 げる業務のう ち備考第6号 2に定める解 体用機械の運 転の業務</p>	<p>1 <u>安衛則別表</u> <u>第6の上欄に</u> <u>掲げる車両系</u> 建設機械(解 体用)運転技 能講習(平成 25年7月1 日以後に開始 されたものに 限る。)の修 了者の資格</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>第12号に掲 げる業務のう ち備考第6号 2に定める解 体用機械の運 転の業務</p>	<p>1 <u>安衛法別表</u> <u>第18第32</u> <u>号に規定する</u> 車両系建設機 械(解体用) 運転技能講習 (平成25年 7月1日以後 に開始された ものに限 る。)の修了 者の資格</p> <p>2～6 (略)</p>

第 1 3 号に掲げる業務（高所作業車の運転の業務）	安衛法別表第 1 8 第 3 2 号に規定する高所作業車運転技能講習の修了者の資格	第 1 3 号に掲げる業務（高所作業車の運転の業務）	安衛法別表第 1 8 第 3 5 号に規定する高所作業車運転技能講習の修了者の資格
(略)	(略)	(略)	(略)

以 上